

兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課） …	5
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	10
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課） ……	11
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	12
○ 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	13
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同） ……	14
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例（同） ……	16
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課） ……	17
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課） ……	80
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民躍動課） ……	84
○ 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（芸術文化課） ……	85
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（男女青少年課） ……	86
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改 正する条例（福祉部総務課） ……	87
○ 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（医務課） ……	89
○ 兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（農業改良課） ……	90
○ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課） ……	91
○ 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（都市政策課） ……	93
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課） ……	94
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課） ……	95
○ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員企画課） ……	96
○ 兵庫県立但馬やまびこの郷 ^{さと} の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課） ……	97
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企画課） ……	98
○ 県立大学授業料等無償化基金条例（教育課） ……	99

公布された法令のあらまし

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

宅地造成等規制法の一部改正により、知事は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、これらの区域内で行う盛土等を許可の対象とすること等に伴い、当該許可等の事務を加古川市等が処理することとする等所要の整備を行う。

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員の定年等に関する条例の一部改正により段階的に引き上げられる定年に達する職員が生じることに伴い、知事の事務部局の職員、警察官、警察官以外の警察職員及び病院事業の職員の定数を減員することとした。
- 2 児童福祉司等の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 3 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 4 サイバー空間における対処能力及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、

警察官の定数を増員することとした。

5 兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）の開院準備に対応し、及び高度専門医療の充実等を図るため、病院事業の職員の定数を増員することとした。

6 病床利用率を踏まえた病床の集約に応じた看護師の適正配置のため、病院事業の職員の定数を減員することとした。

◎特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

◎職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

県政改革方針に基づき、防災監等の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 職員の給与等に関する条例
- 2 公立学校教育職員等の給与に関する条例
- 3 職員の退職手当に関する条例
- 4 公立学校職員等の退職手当に関する条例
- 5 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 6 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 7 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例
- 8 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例
- 9 砂防指定地管理条例
- 10 恩給条例
- 11 青少年愛護条例
- 12 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- 13 兵庫県立自然公園条例
- 14 金属くず営業条例
- 15 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 16 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- 17 水難事故等の防止に関する条例
- 18 情報公開条例
- 19 兵庫県本人確認情報等保護審議会条例
- 20 2級河川における竹木の流送等の規制に関する条例
- 21 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
- 22 食の安全安心と食育に関する条例
- 23 統計調査条例
- 24 暴力団排除条例
- 25 総合治水条例
- 26 行政不服審査法の施行に関する条例
- 27 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例
- 28 環境の保全と創造に関する条例
- 29 個人情報保護に関する法律施行条例

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

人事委員会の職員の給与等に関する報告並びに国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件等との均衡を考慮し、仕事と生活の両立支援の拡充のため、職員の勤務条件を見直す等所要の措置を講ずることとした。

◎使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第10号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例

- 2 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例
- 7 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 8 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 9 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例
- 10 兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例
- 11 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例
- 12 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例
- 13 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例
- 14 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 15 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
- 16 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例
- 17 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例
- 18 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 19 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 20 兵庫県立但馬長寿の郷^{さと}の設置及び管理に関する条例
- 21 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例
- 22 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 23 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例
- 24 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例
- 25 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例
- 26 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 27 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例
- 28 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例
- 29 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例
- 30 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例
- 31 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例
- 32 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例
- 33 兵庫楽農生活センターの設置及び管理に関する条例
- 34 兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例
- 35 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例
- 36 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例
- 37 兵庫県立都市公園条例
- 38 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例
- 39 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 40 兵庫県立兔和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例
- 41 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 42 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例
- 43 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例
- 44 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 45 兵庫県立奥猪名健康の郷^{さと}の設置及び管理に関する条例
- 46 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例
- 47 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例

◎兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 新たな公益信託制度の創設等を踏まえ、個人県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金について

所要の整備を行うこととした。

◎県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人が行う書面の作成、備置き及び閲覧等の手続について、電磁的方法による情報処理の促進及び特定非営利活動法人等の利便性の向上を図るため、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができるよう、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（条例第13号）

兵庫県民会館について、耐震基準を満たしていないとの耐震診断の結果を踏まえ、県民の利用に供さないこととするに伴い、兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止することとした。

◎青少年愛護条例の一部を改正する条例（条例第14号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の名称及び条文を改めることとした。

◎法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 児童福祉法の一部改正により、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、内閣府令の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌して一時保護施設の設備及び運営についての基準を定めることとした。
- 2 栄養士法の一部改正により、従来、管理栄養士は栄養士の免許を取得した者であったところ、管理栄養士養成施設を卒業した者については栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることに伴い、児童福祉施設の基準に関する規定について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

県として医療及び介護の連携を推進するため、兵庫県立総合衛生学院について、本校と分校（介護福祉学科）を集約した校舎を新設すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

環境に配慮した農法である有機農業の普及を推進するため、兵庫県立農業大学校に、有機農業を担い、指導的役割を果たすことができる者を養成する有機農業課程を設置することとし、当該課程の修業年限及び入学資格を定める等、所要の整備を行うこととした。

◎水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

排水基準を定める省令の一部改正により、同省令に規定される排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に見直され、その許容限度が定められたことを踏まえ、条例で上乘せしている排水基準の許容限度を改定することとした。

◎福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第19号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、所定の規模以上の劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席には、当該客席に設ける座席の数に応じ、車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所を一定数以上設けなければならないものとされることを踏まえ、当該客席の構造及び配置に関する基準について規則で定める事項を付加する等、所要の整備を行うこととした。

◎建築基準条例の一部を改正する条例（条例第20号）

建築基準法の一部改正により、一の建築物を火災が発生しても他の建築物の部分への延焼を遮断できる高い耐火性能を有する壁等で防火上分棟的に区画する場合には、防火規制上、分離された2以上の部分を別の建築物とみなすことができるよう制限が合理化され、建築物の一部を木造とする建築物の建築が可能となったこと等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第21号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。

◎委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の制定により、児童生徒等に対する性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされたことに伴い、同審査会の委員の報酬を定める等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されたことを踏まえ、

何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、学校に出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にある児童生徒が社会的に自立することができるよう支援する旨を兵庫県立但馬やまびこの郷きとの設置の目的に規定する等、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

医師の確保により安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立西宮病院の診療科目に脳神経内科を追加することとした。

◎県立大学授業料等無償化基金条例（条例第25号）

県民の兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学科に係る負担の解消の資金に充てるため、県立大学授業料等無償化基金を設置することとした。

条 例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第3号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）を次のように改正する。

本則の表18の部(2)の項イ中「又は建築主事」を「、建築主事又は建築副主事」に改め、同表40の部を次のように改める。

40 宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務

事務	市町
(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第12条第1項の規定による許可に関する事務 イ 法第12条第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与に関する事務 ウ 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び通知に関する事務 エ 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び通知に関する事務 オ 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務 カ 法第16条第1項の規定による許可に関する事務 キ 法第16条第2項の規定による届出の受理に関する事務 ク 法第17条第1項の規定による検査に関する事務 ケ 法第17条第2項の規定による検査済証の交付に関する事務 コ 法第17条第4項の規定による確認に関する事務 サ 法第17条第5項の規定による確認済証の交付に関する事務 シ 法第18条第1項の規定による検査に関する事務 ス 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務 セ 法第19条第1項の規定による報告の徴収に関する事務 ソ 法第20条第1項の規定による許可の取消しに関する事務 タ 法第20条第2項の規定による命令に関する事務 チ 法第20条第3項の規定による禁止及び制限並びに命令に関する事務 ツ 法第20条第4項の規定による命令に関する事務 テ 法第20条第5項（法第23条第3項及び法第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告に関する事務 ト 法第20条第6項（法第23条第3項及び法第47条第3項において準用	加古川市、宝塚市、川西市及び三田市

- する場合を含む。)の規定による費用の徴収に関する事務
- ナ 法第21条第1項の規定による届出の受理に関する事務
 - ニ 法第21条第2項の規定による公表及び通知に関する事務
 - ヌ 法第21条第3項の規定による届出の受理に関する事務
 - ネ 法第21条第4項の規定による届出の受理に関する事務
 - ノ 法第22条第2項の規定による勧告に関する事務
 - ハ 法第23条第1項の規定による命令に関する事務
 - ヒ 法第23条第2項の規定による命令に関する事務
 - フ 法第24条第1項(法第48条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査に関する事務
 - ヘ 法第25条(法第48条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収に関する事務
 - ホ 法第27条第1項の規定による届出の受理に関する事務
 - マ 法第27条第2項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び通知に関する事務
 - ミ 法第27条第3項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関する事務
 - ム 法第27条第4項(法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令に関する事務
 - メ 法第28条第1項の規定による届出の受理に関する事務
 - モ 法第30条第1項の規定による許可に関する事務
 - ヤ 法第30条第3項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付与に関する事務
 - ユ 法第30条第4項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び通知に関する事務
 - ヨ 法第33条第2項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付及び通知に関する事務
 - ラ 法第34条第1項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関する事務
 - リ 法第35条第1項の規定による許可に関する事務
 - ル 法第35条第2項の規定による届出の受理に関する事務
 - レ 法第36条第1項の規定による検査に関する事務
 - ロ 法第36条第2項の規定による検査済証の交付に関する事務
 - ワ 法第36条第4項の規定による確認に関する事務
 - ヲ 法第36条第5項の規定による確認済証の交付に関する事務
 - ン 法第37条第1項の規定による検査に関する事務

- アア 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務
- アイ 法第38条第1項の規定による報告の徴収に関する事務
- アウ 法第39条第1項の規定による許可の取消しに関する事務
- アエ 法第39条第2項の規定による命令に関する事務
- アオ 法第39条第3項の規定による禁止及び制限並びに命令に関する事務
- アカ 法第39条第4項の規定による命令に関する事務
- アキ 法第39条第5項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施及び公告に関する事務
- アク 法第39条第6項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による費用の徴収に関する事務
- アケ 法第40条第1項の規定による届出の受理に関する事務
- アコ 法第40条第2項の規定による公表及び通知に関する事務
- アサ 法第40条第3項の規定による届出の受理に関する事務
- アシ 法第40条第4項の規定による届出の受理に関する事務
- アス 法第41条第2項の規定による勧告に関する事務
- アセ 法第42条第1項の規定による命令に関する事務
- アソ 法第42条第2項の規定による命令に関する事務
- アタ 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務
- アチ 法第44条の規定による報告の徴収に関する事務
- アツ 法第46条第2項の規定による勧告に関する事務
- アテ 法第47条第1項の規定による命令に関する事務
- アト 法第47条第2項の規定による命令に関する事務
- アナ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下この部において「省令」という。)第88条の規定による書面の交付に関する事務
- アニ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの

- (2) 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- ア 法又は省令の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの
 - イ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの

各市町(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、川西市及び三田市を除く。)

本則の表67の7の部(2)の項中「豊岡市」を「西宮市、洲本市、相生市、豊岡市、たつの市、赤穂市」に

改め、「南あわじ市」の右に「朝来市、淡路市、宍粟市」を、「太子町」の右に「上郡町」を加え、同項を同部(3)の項とし、同部(1)の項中「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この部において「法」という。）」を「法」に改め、同項を同部(2)の項とし、同項の前に同部(1)の項として次のように加える。

<p>(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第18条第1項の規定による認可に関する事務</p> <p>イ 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務</p>	<p>神戸市</p>
--	------------

本則の表67の9の部中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「改正前の宅地造成等規制法」という。）第8条第1項の規定による許可を受けた者に係る事務については、改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表40の部の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に改正前の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表40の部の左欄に掲げる事務に係る改正前の宅地造成等規制法の規定により伊丹市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の宅地造成等規制法の規定により伊丹市長に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第6号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年4月分から令和7年3月分まで」を「令和7年4月分から令和8年3月分まで」に改める。

附則第4項中「令和6年6月」を「令和7年6月」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第8号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)第28条の2第3号及び第4号並びに第28条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (3) 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第15条の2第1項第1号及び第5項第2号、第15条の3の見出し及び同条第1項第1号、第15条の4第1項第1号並びに第15条の6第4項
- (4) 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)第13条の2第1項第1号及び第5項第2号、第13条の3の見出し及び同条第1項第1号、第13条の4第1項第1号並びに第13条の6第4項
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)第13条第2項第3号及び第4号
- (6) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年兵庫県条例第18号)第19条第2項第3号及び第4号

(職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号)第6条第1項
- (2) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)第11条第2号
- (3) 砂防指定地管理条例(平成15年兵庫県条例第30号)第12条

(恩給条例の一部改正)

第3条 恩給条例(昭和36年兵庫県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条第1項第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用に関する刑法(明治40年法律第45号)第27条第3項(第2号に係る部分に限る。)及び第27条の7第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、恩給法の例による。

第46条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定の適用に関する刑法第27条第3項(第2号に係る部分に限る。)及び第27条の7第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、恩給法の例による。

(青少年愛護条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第30条第1項から第3項まで
 - (2) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）第14条、第15条、第16条第2項及び第17条第2項
 - (3) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第31条及び第32条
 - (4) 金属くず営業条例（昭和39年兵庫県条例第56号）第4条第3号及び第31条
 - (5) 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）第19条
 - (6) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年兵庫県条例第41号）第8条第1項
 - (7) 水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第24条から第27条まで
 - (8) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第37条
 - (9) 兵庫県本人確認情報等保護審議会条例（平成14年兵庫県条例第27号）第8条
 - (10) 2級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成14年兵庫県条例第58号）第8条
 - (11) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）第45条及び第46条
 - (12) 食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号）第27条第1項
 - (13) 統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）第17条第1項、第18条及び第19条
 - (14) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第35条第1項及び第2項
 - (15) 総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第58条
 - (16) 行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年兵庫県条例第10号）第16条
- (ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例の一部改正)

第5条 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例（昭和48年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行ない、もつて」を「行い、もって」に改める。

第4条中「従つて」を「従って」に改める。

第6条第1項中「あつた」を「あった」に改め、同項第1号中「あつて」を「あって」に改める。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第3項から第6項までを削る。

(環境の保全と創造に関する条例の一部改正)

第6条 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第159条から第160条の2までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第161条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項並びに附則第8項及び第9項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第10項中「従前」の右に「の例」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 施行日後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「改正前の刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、改正前の刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は改正前の刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第25条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）、公立学校教育職員等の給与に関する条例第28条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）、職員の退職手当に関する条例第15条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、別に定める。



職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない」を「前2項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「当該」を「第2項中「当該」に改め、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と」を削る。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第6条中「次に掲げる」を「第6条第4号中「病気休暇」に、「第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる」を「病気休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)」に改める。

第10条第1項中「掲げる日」を「掲げる時間、日」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)の期間

第10条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 勤務時間条例第11条の3第1項に規定する超勤代休時間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項の規定による勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)の制限を請求する期間の初日とする第1条の規定による改正後の同条例第11条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子(同条第1項に規定する子をいう。)を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第10号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2 工業技術センター使用料及び手数料の款研究室使用料の項中「550円」を「600円」に改め、同款技術研修室使用料の項中「15,300円」を「16,800円」に改め、同款機械器具使用料の項中「28,700円」を「31,600円」に改める。

別表第3の16の部(1)の款中「33,000円」の右に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この部において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により法第3条第1項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500円)」を加え、同部(2)の款中「33,000円」の右に「(電子情報処理組織を使用する方法により法第3条第3項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500円)」を加える。

別表第4の21の部(1)の款中「31,000円」を「53,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「43,000円」を「57,000円」に改め、同部(3)の2の款中「115,000円」を「172,000円」に、「137,000円」を「196,000円」に、「151,000円」を「209,000円」に、「191,000円」を「246,000円」に、「323,000円」を「368,000円」に、「167,000円」を「218,000円」に、「215,000円」を「266,000円」に、「248,000円」を「290,000円」に、「324,000円」を「364,000円」に、「590,000円」を「609,000円」に改め、同部(4)の款中「22,000円」を「25,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「34,000円」に改め、同部(7)の款中「21,000円」を「24,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「29,000円」を「33,000円」に改め、同部(8)の款中「19,000円」を「20,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同部(22)の款中「第55条第2項」の右に「又は地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号」を加え、同部備考9を同部備考10とし、同部備考8中「非住宅部分」を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物」に、「備考7」を「備考8」に改め、「床面積の」を削り、同部備考8を同部備考9とし、同部備考7中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」という。）を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。以下この部において同じ。）」に改め、「床面積の」を削り、同部備考7の表を次のように改める。

区分		金額	
住宅部分（建築物）	一戸建ての住宅の場合	4,500円	
エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28	一戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル以	19,000円

年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)のみを有する建築物(以下この部において「住宅建築物」という。)である場合		上2,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	189,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	286,000円
住宅建築物以外の建築物である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	189,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	286,000円
	非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円

	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	134,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	211,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	296,000円

別表第4の21の部備考7を同部備考8とし、同部備考6の次に次のように加える。

7 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。）に係る建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であって、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの（以下備考7において「仕様基準適用住宅」という。）における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

区分		金額
一棟の建築物で住戸の数が	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
1の住宅（以下この部において「一戸建ての住宅」という。）の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円

仕様基準適用住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	170,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満のもの	308,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が25,000平方メートル以 上50,000平方メートル未満のもの	500,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が50,000平方メートル以 上のもの	881,000円

別表第4の22の部(4)及び(5)の款中

法第23条第1項の規定に基づく 建築士事務所の登録	1級建築士事務所	17,000円
	2級建築士事務所又は木造建築 士事務所	12,000円
法第23条第3項の規定に基づく 建築士事務所の登録の更新	1級建築士事務所	17,000円
	2級建築士事務所又は木造建築 士事務所	12,000円

を

法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録	21,000円
法第23条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新	21,000円

に改め、同表43の部を次のように改める。

43 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手数料

名 称	事業区分		金 額
(1) 宅地造成等工事 許可申請 手数料	宅地造成及び特定盛土 等規制法（昭和36年法律 第191号。以下この部 において「法」という。）第 12条第1項 又は第30条	盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘク タール以内のもの	13,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘク タールを超え0.1ヘクタール以内のもの	24,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.1ヘク タールを超え0.2ヘクタール以内のもの	36,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.2ヘク タールを超え0.3ヘクタール以内のもの	54,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘク タールを超え0.5ヘクタール以内のもの	66,000円

	第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	90,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	144,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	218,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	346,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	488,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	630,000円
	法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	11,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	13,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	16,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	19,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	28,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	31,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	38,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	52,000円
土石の堆積を行う土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの		72,000円	
土石の堆積を行う土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの		100,000円	
(2) 宅地造成等工事変更許可申請手数料	法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	13,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	24,000円

成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	36,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	54,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	66,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	90,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	144,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	218,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	346,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	488,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	630,000円
	その他のもの	10,000円
法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	11,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	13,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	16,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	19,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の	28,000円

		面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	31,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	38,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	52,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	72,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	100,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	130,000円
		その他のもの	10,000円
(3) 宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する特定工程の検査の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタール以内のもの	3,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	6,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	12,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	24,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	42,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	60,000円
(4) 宅地造成等工事許可不要証明手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付		1通につき 4,600円
(5) 宅地造成等工事	法第12条第1項（法第15条第1項に規定する許可を受けた場合を含む。）、第16条第1項（同条第3項において準用す		1通につき400円

許可証明 手数料	る場合を含む。)、第30条第1項(法第34条第1項に規定する許可を受けた場合を含む。)又は第35条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく宅地造成等工事の許可に関する台帳記載事項証明書の交付
-------------	--

別表第4の66の部(1)の款中「平成24年法律第84号。」を削り、同部(2)の款中

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円

」

を

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円
省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下この部において「仕様・計算併用法」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	32,000円

」

に、

「

全ての住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
	床面積の合計が2,000	125,000円

	平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	
	床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	322,000円
	床面積の合計が25,000 平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000 平方メートル以上のも の	915,000円

」

を
「

全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満のも の	66,000円
	床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	125,000円
	床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	322,000円

	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	54,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	92,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	166,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	439,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円

」

に改め、同表67の部(1)の款から(4)の款までを次のように改める。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上	住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,600円
				(以下こ	床面積の合	7,100円

申請手数料	る法律（以下この部において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この部において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	計画（以下この款において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号エネルギー消費性能を算出する方法（以下この部において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（(2)の款及び(3)の款において「他の計画記載建築物の場合」という。）	（以下この部において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。）のみを有する建築物（以下この部において「住宅建築物」という。）に係る確保計画である場合	の部において「一戸建ての住宅」という。） 一戸建ての住宅以外の住宅の場合	計が200平方メートル以上のもの	
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	97,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	156,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	220,000円

					もの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	347,000円
			住宅建築物以外の建築物に係る確保計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	97,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	156,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	220,000円

					床面積の合計 が50,000平方 メートル以上 のもの	347,000円
				非住宅部 分（省令 第1条第 1項第1 号に規定 する非住 宅部分を いう。以 下この部 において 同じ。）	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	12,000円
					床面積の合計 が300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	22,000円
					床面積の合計 が1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	35,000円
					床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	103,000円
					床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	151,000円
					床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	198,000円
					床面積の合計	239,000円

					が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る確保計画である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円	
				省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下この部において「仕様・計算併用法」という。)による場合	27,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円	

		その他の 場合	床面積の合計 が200平方メ ートル未満の もの	35,000円
			床面積の合計 が200平方メ ートル以上の もの	39,000円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の場合	全ての住 戸が仕様 基準によ る場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	34,000円
			床面積の合計 が300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	62,000円
			床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	119,000円
			床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	170,000円
			床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	308,000円
			床面積の合計 が25,000平方 メートル以上	500,000円

					50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	881,000円
				全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	230,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	437,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メ	738,000円

					一トル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,340,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	291,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	977,000円

			もの	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,798,000円
住宅建築物以外の建築物に係る確保計画である場合	住宅部分	全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	170,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	308,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	500,000円

					床面積の合計 が50,000平方 メートル以上 のもの	881,000円
				全ての住 戸が仕様 ・計算併 用法によ る場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	52,000円
					床面積の合計 が300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	90,000円
					床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	164,000円
					床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	230,000円
					床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	437,000円
					床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	738,000円
					床面積の合計	1,340,000円

						が50,000平方メートル以上のもの	
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	291,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	977,000円
						床面積の合計が50,000平方	1,798,000円

		メートル以上 のもの	
非住宅 部分	省令第1 条第1項 第1号ロ に規定す る基準に よる場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	93,000円(工 場、倉庫その 他の知事が 定める建築 物(以下この 部において 「工場等」と いう。)の場 合にあって は、22,000 円)
		床面積の合計 が300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	119,000円(工 場等の場合に あっては、 32,000円)
		床面積の合計 が1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	158,000円(工 場等の場合に あっては、 46,000円)
		床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	264,000円(工 場等の場合に あっては、 118,000円)
		床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	339,000円(工 場等の場合に あっては、 168,000円)
		床面積の合計 が10,000平方 メートル以上	415,000円(工 場等の場合に あっては、

					25,000平方メートル未満のもの	216,000円)
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円(工場等の場合にあっては、260,000円)
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円(工場等の場合にあっては、379,000円)
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(工場等の場合にあっては、26,000円)
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円(工場等の場合にあっては、37,000円)
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(工場等の場合にあっては、51,000円)
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円(工場等の場合にあっては、125,000円)
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円(工場等の場合にあっては、175,000円)

					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円(工場等の場合にあっては、224,000円)
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円(工場等の場合にあっては、270,000円)
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円(工場等の場合にあつては、390,000円)
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。)に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
		その他の場合	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下この部において「施行規則」)	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る建築物の変更した部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
		その他の場合	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			

	という。) 第13条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査					
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	知事が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円

			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
				非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	198,000円

				平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	
				床面積の合計が25,000 平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	239,000円
				床面積の合計が50,000 平方メートル以上のも の	352,000円
その他 の場合	住宅建 築物に 係る性 能向上 計画で ある場 合	一戸建て の住宅の 場合	省令第10 条第2号 イ(2)及 びロ(2) に規定す る基準 (以下こ の部にお いて「誘 導仕様基 準」とい う。)に よる場合	床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの	20,000円
				床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの	22,000円
				省令第10 条第2号 イ(1)及 びロ(2) 満のもの	27,000円
				又は同号 イ(2)及 びロ(1) に規定す る基準 (以下こ の部にお いて「誘 導仕様・ 計算併用 法」とい う。)に	30,000円

					よる場合		
					その他の 場合	床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの	37,000円
						床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの	42,000円
			一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	全ての住 戸が誘導 仕様基準 による場 合	床面積の合 計が300平方 メートル未 満のもの	37,000円	
					床面積の合 計が300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満のもの	66,000円	
					床面積の合 計が2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満のもの	126,000円	
					床面積の合 計が5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満のも の	181,000円	
					床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上 25,000平方 メートル未 満のもの	328,000円	

					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
				全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	230,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上	437,000円

						25,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	738,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,340,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計	604,000円

					計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分 全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	181,000円

						ル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	328,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	533,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
					全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		90,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		164,000円	
				床面積の合計が5,000平		230,000円	

						方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	437,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	738,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,340,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	222,000円

						未満のもの	
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
				非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
						床面積の合計が1,000平	158,000円

						方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円

						床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
						床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000	1,187,000円

						平方メートル以上のもの	
--	--	--	--	--	--	-------------	--

別表第4の67の部(5)の款中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同部(6)の款中「第29条」を「第28条」に改め、同部(7)の款を削り、同部備考1中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同部備考2中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表68の部の次に次のように加える。

68の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(1) 輸出証明書発 行手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第57号。以下この部において「法」という。)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行	1通につき870円
(2) 適合施設認定 申請手数料	法第17条第2項の規定に 基づく適合施設の認定の 申請に対する審査	現地調査を行う場合 20,900円
		その他の場合 10,400円

(兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例(令和3年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 有料展示施設の款特別に展示している資料を観覧する場合の項中「1,000円」を「1,100円」に、「800円」を「850円」に、「600円」を「650円」に改める。

別表第2 初代県庁館の款旧同心屋敷の項基準額の欄を次のように改める。

1,100円	1,500円	2,600円
--------	--------	--------

別表第2 初代県庁館の款取次役所の項及び旧船見番小屋の項中「48円」を「53円」に改め、同款イベント広場の項中「30円」を「33円」に改め、同表ひょうごはじまり館の款研修室の項基準額の欄を次のように改める。

3,300円	4,600円	7,900円
3,300円	4,600円	7,900円

別表第2 ひょうごはじまり館の款企画展示室の項中「7,200円」を「7,900円」に改め、同款エントランスの項及びライブラリーの項中「48円」を「53円」に改める。

別表第3 資料の特別の観覧に係る料金の項中「3,200円」を「3,500円」に改める。

(兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表団体で利用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,800
1,300	1,700	1,700	3,000	3,300	4,600
400	550	550	950	1,100	1,500
650	850	850	1,500	1,800	2,400
4,700	6,400	6,400	11,100	12,800	17,500
2,200	2,900	2,900	5,100	5,700	7,900
1,300	1,800	1,800	3,100	3,500	4,800

(兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中機器分析室の項を削り、同表研修室の項基準額の欄から無響室の項基準額の欄までを次のとおり改める。

円	円	円
2,600	4,400	7,000
1,800	3,100	4,800
1,300	2,400	3,900
550	1,300	1,900

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
4,000	5,300	5,300	9,200	10,600	14,500
750	950	950	1,800	2,000	2,800
400	400	550	850	950	1,400
750	950	950	1,800	2,000	2,800
1,700	2,400	2,400	4,100	4,800	6,500
750	950	950	1,800	2,000	2,800
650	950	950	1,700	2,000	2,600
550	750	750	1,300	1,500	2,100
2,500	3,100	3,100	5,600	6,200	8,700

別表淡路文化会館の部団体で利用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
4,000	5,300	5,300	9,200	10,600	14,500
950	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
1,700	2,400	2,400	4,100	4,800	6,500
750	950	950	1,800	2,000	2,800
650	950	950	1,700	2,000	2,600
2,500	3,100	3,100	5,600	6,200	8,700

(兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの款基準額の欄から多目的室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
12,100	20,900	24,500	32,800	37,600	47,000
2,600	4,500	5,200	7,200	8,000	10,000
2,200	3,700	4,300	5,700	6,600	8,000
1,800	3,200	3,600	5,000	5,500	6,900
3,700	6,500	7,500	10,200	11,700	14,400
1,500	2,800	3,400	4,400	5,100	6,300
1,400	2,600	3,200	4,200	4,700	5,800
1,300	2,300	2,800	3,700	4,200	5,200
950	1,800	2,200	2,900	3,400	4,200
950	1,400	1,800	2,500	2,800	3,600
2,400	4,300	5,000	6,700	7,600	9,500

別表第2駐車場の項中「150円」を「170円」に、「100円」を「110円」に、「1,500円」を「1,700円」に改める。

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から練習室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
27,000	34,000	39,000	61,000	73,000	100,000
24,000	29,000	35,000	53,000	64,000	88,000
6,800	7,900	9,500	14,700	17,400	24,200
6,300	7,200	8,300	13,500	15,500	21,800

4,400	5,600	7,000	10,000	12,600	17,000
4,100	5,200	6,400	9,300	11,600	15,700
800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
300	400	700	700	1,100	1,400
1,400	1,900	2,100	3,300	4,000	5,400
1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600

別表備考の欄2中「10,500円」を「11,600円」に、「5,200円」を「5,700円」に改める。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年兵庫県条例第18号）

の一部を次のように改正する。

別表本館・学習交流棟の款基準額の欄から体験学習棟の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,100	2,600	2,600	4,700	5,300	7,400
950	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
650	850	850	1,500	1,800	2,400
1,100	1,400	1,400	2,500	2,900	4,000
850	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
550	700	700	1,300	1,400	2,000
950	1,400	1,400	2,400	2,900	3,900
950	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
950	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
850	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
650	750	750	1,400	1,500	2,200
550	650	650	1,200	1,300	1,900
5,200	7,000	7,000	12,200	14,100	19,300
1,100	1,500	1,500	2,600	3,100	4,200
850	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
300	550	550	850	1,100	1,400
300	550	550	850	1,100	1,400
300	550	550	850	1,100	1,400
2,400	3,400	3,400	5,800	6,800	9,200
850	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
1,700	2,200	2,200	3,900	4,400	6,100
1,300	1,900	1,900	3,200	3,700	5,100

別表成人宿泊棟の款中「1,900円」を「2,100円」に改め、同表青少年宿泊研修棟の款中「9,800円」を「11,000円」に改め、同表リーダー管理宿泊棟の款中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表青少年宿泊研修棟の款及びリーダー管理宿泊棟の款備考の欄1中「4,900円」を「5,500円」に改める。

(兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表1の部宿泊をする場合の款基準額の欄を次のように改める。

1棟 1泊につき	18,500円
1棟 1泊につき	11,600円
1室 1泊につき	8,000円
1人 1泊につき	2,900円
1人 1泊につき	2,900円
1人 1泊につき	1,700円
1張 1泊につき	3,700円
1張 1泊につき	1,800円
1人 1泊につき	400円

別表2の部研究室の項中「1,500円」を「1,700円」に改め、同部海中観察用カヌーの項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

(兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例(平成元年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項基準額の欄から研修室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円
7,500	9,700	17,200
4,500	5,700	10,200

3,100	4,000	7,000
-------	-------	-------

(兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例（平成7年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
7,500	13,200	13,200	20,000	24,900	29,700
4,500	8,000	8,000	12,200	15,300	18,300
2,300	4,100	4,100	6,200	7,600	9,100
1,700	2,900	2,900	4,200	5,300	6,200
950	1,900	1,900	2,800	3,700	4,200

別表事務室の款中「800円」を「850円」に改める。

(兵庫県陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 兵庫県陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3,200円」を「3,500円」に改める。

別表第1一般の項観覧料（1人につき）の欄及び大学生の項観覧料（1人につき）の欄を次のように改める。

円	円
2,300	1,800
1,700	1,300

別表第2セミナー室の項使用料の欄及び談話室の項使用料の欄を次のように改める。

円	円	円
2,600	4,000	6,600
1,300	2,100	3,400

(兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄からリハーサル室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
196,000	311,000	380,000	507,000	691,000	772,000
150,000	242,000	311,000	392,000	553,000	611,000
288,000	461,000	576,000	749,000	1,037,000	1,153,000
231,000	369,000	461,000	600,000	829,000	922,000

80,000	127,000	150,000	207,000	276,000	311,000
57,000	105,000	127,000	162,000	231,000	242,000
116,000	185,000	231,000	300,000	416,000	461,000
92,000	150,000	185,000	242,000	334,000	369,000
39,000	62,000	77,000	100,000	139,000	154,000
32,000	50,000	62,000	81,000	111,000	123,000
57,000	92,000	116,000	150,000	208,000	231,000
46,000	74,000	92,000	120,000	166,000	185,000
2,100	3,300	4,100	5,400	7,400	8,000
1,100	1,800	2,300	2,900	4,100	4,600
600	900	1,100	1,400	2,000	2,300
13,800	20,700	26,500	34,400	47,200	53,000
10,500	17,300	20,700	27,700	38,000	42,700
2,100	3,300	4,100	5,400	7,400	8,000
1,500	2,500	3,300	4,100	5,800	6,500

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部研修室の款基準額の欄から練習室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
1,100	1,500	1,500	2,600	3,100	4,200
1,100	1,500	1,500	2,600	3,100	4,200
1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
1,200	1,500	1,500	2,800	3,100	4,300
1,200	1,500	1,500	2,800	3,100	4,300

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部美術展示室の款中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表兵庫県立東播磨生活創造センターの部会議室の款基準額の欄から練習室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
850	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
2,200	3,100	3,100	5,300	6,200	8,400
1,500	2,100	2,100	3,600	4,200	5,700
1,300	1,900	1,900	3,200	3,700	5,100

950	1,400	1,400	2,400	2,900	3,900
750	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000

別表兵庫県立東播磨生活創造センターの部音楽室の款中「1,100円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「1,500円」を「1,700円」に改め、同部美術展示室の款中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表兵庫県立丹波の森公苑の部生活創造センター棟の款基準額の欄及びホール棟の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,400	3,300	4,000	5,700	7,300	9,700
1,100	1,700	2,100	2,800	3,700	4,800
650	950	1,200	1,700	2,200	2,900
400	650	850	1,100	1,500	2,000
650	950	1,200	1,700	2,200	2,900
400	400	550	850	950	1,400
15,000	21,000	25,000	36,000	46,000	62,000
1,200	1,700	2,100	2,900	3,700	5,000
650	750	850	1,400	1,700	2,300
200	300	400	550	750	950

別表兵庫県立丹波の森公苑の部里山スクエアの款キッチンスタジオの項基準額の欄を次のように改める。

1,400	2,000	2,000	3,400	4,000	5,400
-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表兵庫県立丹波の森公苑の部多目的グラウンドの款中「700円」を「750円」に改め、同部テニスコートの款Aの項中「550円」を「600円」に改め、同款Bの項中「500円」を「550円」に改め、同部備考の欄2中「10,000円」を「11,000円」に、「5,200円」を「5,700円」に改める。

(兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)多目的ホールの款基準額の欄から創作室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
43,500	57,900	65,100	101,400	123,000	166,500
26,800	35,800	40,300	62,600	76,100	102,900
25,600	34,200	38,600	59,800	72,800	98,400
9,100	12,100	13,600	21,200	25,700	34,800
78,100	104,200	117,300	182,300	221,500	299,600
48,300	64,500	72,500	112,800	137,000	185,300

46,100	61,500	69,200	107,600	130,700	176,800
16,300	21,900	24,400	38,200	46,300	62,600
5,500	7,400	8,300	12,900	15,700	21,200
8,100	11,000	12,300	19,100	23,300	31,400
4,400	5,700	6,600	10,100	12,300	16,700
3,500	4,600	5,200	8,100	9,800	13,300
4,200	5,500	6,300	9,700	11,800	16,000
2,200	2,900	3,300	5,100	6,200	8,400
3,200	4,200	4,700	7,400	8,900	12,100
1,700	2,300	2,600	4,000	4,900	6,600
1,400	2,100	2,300	3,500	4,400	5,800
3,200	4,200	4,700	7,400	8,900	12,100
1,200	1,500	1,900	2,700	3,400	4,600
1,200	1,500	1,900	2,700	3,400	4,600

別表1の部(2)プールの項中「500円」を「550円」に改め、同部(2)トレーニング室の項中「650円」を「700円」に改め、同表2の部テニスコートの款中「650円」を「700円」に改め、同表3の部(1)スポーツ施設の款基準額の欄から栄養指導実習室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
33,900	45,000	50,700	78,900	95,700	129,600
16,900	22,600	25,400	39,500	48,000	64,900
50,700	67,700	76,200	118,400	143,900	194,600
33,900	45,000	50,700	78,900	95,700	129,600
60,800	81,100	91,500	141,900	172,600	233,400
30,600	40,500	45,800	71,100	86,300	116,900
91,500	121,600	137,200	213,100	258,800	350,300
60,800	81,100	91,500	141,900	172,600	233,400
7,900	10,600	11,900	18,500	22,500	30,400
5,600	7,500	8,500	13,100	16,000	21,600
5,600	7,500	8,500	13,100	16,000	21,600
2,100	2,600	3,100	4,700	5,700	7,800
1,400	2,100	2,200	3,500	4,300	5,700
900	1,200	1,300	2,100	2,500	3,400
900	1,200	1,300	2,100	2,500	3,400
600	800	800	1,400	1,600	2,200

300	600	700	900	1,300	1,600
-----	-----	-----	-----	-------	-------

別表3の部(1)宿泊施設の款特別室の項中「2,400円」を「2,600円」に改め、同款和室の項中「1,900円」を「2,100円」に改め、同款洋室の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同部(2)トレーニング室の項中「650円」を「700円」に改め、同表4の部研修室の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円
1,400	1,900	3,300

別表4の部和室会議室の款中「600」を「700」に、「1,000」を「1,100」に改め、同部ヨットの款中「1,000円」を「1,100円」に改め、同部カヌーの款中「500円」を「550円」に改め、同部ボートの款中「1,300円」を「1,400円」に改め、同部艇庫の款ヨットを置く場合の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同款カヌー又はボートを置く場合の項中「700円」を「750円」に改め、同部陸置場の款ヨットを置く場合の項中「900円」を「950円」に改め、同款カヌー又はボートを置く場合の項中「600円」を「650円」に改め、同表5の部(1)射場の項基準額の欄及び会議室の項基準額の欄を次のように改める。

2,800円	3,600円	6,400円
5,200円	6,900円	12,100円

別表6の部(1)第1道場の款基準額の欄から和室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円	円
14,600	19,600	21,900	34,200	41,500	56,100	7,400
35,200	47,100	52,600	82,300	99,700	134,900	17,600
29,300	39,200	43,800	68,500	83,000	112,300	14,600
33,300	44,700	49,800	78,000	94,500	127,800	16,700
27,800	37,200	41,600	65,000	78,800	106,600	13,900
66,700	89,400	99,900	156,100	189,300	256,000	33,300
55,600	74,400	83,300	130,000	157,700	213,300	27,900
11,100	14,700	16,600	25,800	31,300	42,400	5,500
26,500	35,400	39,900	61,900	75,300	101,800	13,200
22,100	29,500	33,100	51,600	62,600	84,700	11,100
25,100	33,700	37,800	58,800	71,500	96,600	12,500
20,900	28,100	31,600	49,000	59,700	80,600	10,600
50,200	67,300	75,900	117,500	143,200	193,400	25,100
41,900	56,000	63,100	97,900	119,100	161,000	20,900
2,300	3,100	3,500	5,400	6,600	8,900	1,100
4,700	6,300	7,000	11,000	13,300	18,000	2,400
1,900	2,500	2,900	4,400	5,400	7,300	950

(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 観覧施設の款東館に展示しているセンター資料のみを観覧する場合の項中

「

円
200

 」

を

「

円
250

 」

に改め、同款その他の場合の項中

「

600	450
-----	-----

 」

を

「

650	500
-----	-----

 」

に改める。

別表第2 事務室の款中「4,100円」を「4,500円」に改め、同表駐車場の款長さ6メートル以上の自動車の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同款その他の自動車の項中「500円」を「550円」に改める。

(兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表研修宿泊施設の款防災研修又は防災学習のためセンターの施設を利用する場合の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同款その他の場合の項中「6,000円」を「6,600円」に改める。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,800	4,000	4,500	7,000	8,700	11,000
1,400	2,000	2,300	3,400	4,300	5,900
11,000	15,000	18,000	28,000	35,000	46,000
5,700	8,000	9,200	13,000	17,000	23,000
850	1,300	1,300	2,300	2,800	3,700
3,700	5,500	5,500	9,200	11,000	14,000

別表2の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款プールの項中「600円」を「650円」に改める。

(兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和50年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの款基準額の欄から小会議室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
5,600	10,000	8,500	15,000	18,000	23,000
4,000	7,200	5,900	11,000	13,000	16,000
1,900	3,600	3,100	5,300	6,400	7,900
3,900	6,900	5,700	10,000	12,000	15,000
1,900	3,600	3,100	5,300	6,400	7,900
950	1,700	1,400	2,600	3,300	4,000

(兵庫県立但馬長寿の郷さとの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 兵庫県立但馬長寿の郷さとの設置及び管理に関する条例(平成10年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1多目的ホールの款使用料の欄から中研修室の款使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
4,300	5,600	5,500	9,900	11,100	15,400
1,700	2,400	2,300	4,100	4,700	6,400
900	1,200	1,100	2,100	2,300	3,200
700	900	800	1,600	1,700	2,400

別表第1大集会室の款使用料の欄から視聴覚室の款使用料の欄までを次のように改める。

1,100	1,500	1,400	2,600	2,900	4,000
800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600

別表第2の1の部陶芸室の項基準額の欄から工作室の項基準額の欄までを次のように改める。

900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
-----	-------	-------	-------	-------	-------

900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
800	1,100	1,000	1,900	2,100	2,900

別表第2の1の部宿泊室の款中「9,900円」を「10,900円」に改め、同部ロジの款中「34,000円」を「37,000円」に改める。

(兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表宿泊室の利用者の項中「3,700円」を「4,100円」に、「3,300円」を「3,600円」に改める。

(兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1の部体育室の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,800	4,000	4,500	7,000	8,700	11,000
1,400	2,000	2,300	3,400	4,300	5,900
11,000	15,000	18,000	28,000	35,000	46,000
5,700	8,000	9,200	13,000	17,000	23,000

(兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例（昭和37年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表専用利用の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
14,300	24,000	20,600	38,300	44,600	58,900
3,200	5,000	4,400	8,100	9,400	12,500
2,200	3,900	3,300	6,100	7,200	9,400
1,100	1,800	1,500	2,900	3,300	4,400
2,100	3,400	3,100	5,500	6,500	8,600
1,900	3,400	2,900	5,300	6,300	8,100
750	1,400	1,100	2,200	2,500	3,300
1,200	2,100	1,800	3,300	3,900	5,100
750	1,200	1,100	2,000	2,300	3,100

(兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から事務室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
13,800	21,700	19,800	35,400	41,500	55,200
6,200	10,200	8,900	16,400	19,100	25,300
4,400	6,900	6,400	11,300	13,300	17,700
3,700	5,700	5,300	9,500	11,000	14,700
1,900	3,500	2,900	5,400	6,400	8,300
1,700	3,100	2,800	4,700	5,800	7,500
550	850	650	1,400	1,500	2,100
3,700	5,700	5,100	9,500	10,800	14,500
2,900	4,400	4,200	7,300	8,600	11,400
1,800	2,900	2,300	4,600	5,200	6,900
1平方メートル当たり1月につき850円の範囲内で規則で定める額					

(兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例(昭和63年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表1の部ホールの款基準額の欄から会議室の款基準額までの欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,400	4,500	5,100	7,900	9,600	13,000
1,900	2,800	3,200	4,600	5,900	7,800
1,200	1,800	2,100	3,000	3,900	5,100
1,500	2,200	2,400	3,700	4,600	6,200
750	1,100	1,300	1,900	2,400	3,200
1,500	2,200	2,400	3,700	4,600	6,200
650	1,100	1,100	1,800	2,200	2,900
400	650	650	1,100	1,300	1,800

(兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から宿泊室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
6,800	12,200	12,200	18,400	23,300	27,300
2,500	4,500	4,500	6,800	8,600	10,000
1,400	2,800	2,800	4,100	5,200	6,200

750	1,400	1,400	2,300	2,900	3,400
650	1,200	1,200	1,700	2,300	2,600
1,300	2,400	2,400	3,700	4,600	5,400
1人1泊につき					9,500円
1人1泊につき					6,400円
1人1泊につき					6,700円
1人1泊につき					4,500円
1人1泊につき					4,500円

(兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の部多目的グラウンドの款基準額の欄を次のように改める。

1時間につき	6,300円
1時間につき	5,200円
1時間につき	24,900円
1時間につき	20,700円
1時間につき	9,400円
1時間につき	7,800円
1時間につき	37,300円
1時間につき	31,100円

別表1の部多目的グラウンドの款備考の欄5中「10,500円」を「11,600円」に、「5,200円」を「5,700円」に改め、同欄6中「4,200円」を「4,600円」に、「3,200円」を「3,500円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1淡路夢舞台国際会議場の款基準額の欄を次のように改める。

1時間につき	42,000円
1時間につき	35,000円
1時間につき	18,000円
1時間につき	8,900円
1時間につき	19,000円
1時間につき	4,300円
1時間につき	10,000円

1時間につき	9,700円
1時間につき	5,100円
1時間につき	3,400円
1時間につき	1,900円
1時間につき	1,700円
1時間につき	1,400円
1時間につき	1,200円
1時間につき	2,500円
1時間につき	1,900円
1時間につき	950円
1時間につき	850円
1時間につき	8,100円
1時間につき	850円

別表第1 淡路夢舞台国際会議場の款備考の欄に次のように加える。

4 2又は3により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

別表第1 淡路夢舞台公苑の款野外劇場の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同款温室の項中「500円」を「550円」に改め、同款駐車場の項中「700円」を「750円」に改める。

別表第2 淡路夢舞台公苑の款温室の項中「1,500円」を「1,700円」に、「1,200円」を「1,300円」に改める。

(兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1 本館の款研修室の項中「600」を「650」に、「1,000」を「1,100」に改め、同款展示室の項中「600」を「650」に改め、同表フラワーホールの款基準額の欄を次のように改める。

950	1,900	2,900
-----	-------	-------

別表第2 一般の項中「500円」を「550円」に改める。

別表第3 一般の項基準額(1人につき)の欄を次のように改める。

1,100円	850円
--------	------

(兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30条 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表大研修室の項使用料の欄から生活実習室の項使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

2,000	2,300	2,300	4,300	4,600	6,600
1,200	1,300	1,300	2,500	2,600	3,900
650	650	650	1,300	1,300	2,000
2,100	2,500	2,500	4,600	5,100	7,200
1,500	1,700	1,700	3,200	3,300	4,800
950	950	950	2,000	2,000	3,000

別表宿泊室の項中「1,500円」を「1,700円」に改める。

(兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部音楽ホールの款基準額の欄から工作室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
6,300	8,300	9,500	14,500	17,700	24,000
2,000	2,500	2,900	4,500	5,400	7,400
2,300	3,100	3,500	5,400	6,600	8,900
950	1,300	1,400	2,300	2,800	3,700
2,300	3,100	3,500	5,400	6,600	8,900
2,300	3,200	3,600	5,500	6,800	9,100
650	850	850	1,500	1,800	2,400

別表1の部展示室の款中「5,800円」を「6,400円」に改め、同部森の小劇場の款中「2,500円」を「2,800円」に改め、同部備考の欄6中「5に」を「1又は5に」に改める。

(兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)基準額の項開園時刻から12時までの欄から開園時刻から閉園時刻までの欄までを次のように改める。

4,200円	5,600円	6,400円	9,800円	12,000円	16,000円
--------	--------	--------	--------	---------	---------

別表1の部(1)備考の欄3を削り、同部(2)基準額の項開園時刻から12時までの欄から開園時刻から17時までの欄までを次のように改める。

円	円	円
650	850	1,500

別表1の部(2)基準額の項備考の欄に次のように加える。

4 1又は3により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

(兵庫県楽農生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 兵庫県楽農生活センターの設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円
1,800	2,500	4,300
1,400	2,100	3,500
1,100	1,400	2,500

(兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例（令和2年兵庫県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表駐車場の款長さ7メートル以上の自動車の項中「1,600円」を「1,800円」に改める。

(ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35条 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表視聴覚室兼研修室の項中「2,200円」を「2,400円」に、「4,500円」を「5,000円」に、「7,800円」を「8,600円」に改める。

(兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第36条 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料の欄中「1,020円」を「1,120円」に、「730円」を「800円」に、「620円」を「680円」に、「850円」を「940円」に、「1,700円」を「1,870円」に、「2,230円」を「2,450円」に、「90円」を「100円」に改める。

別表第2飛行場内の土地（知事が定める区域内にあるものに限る。）の項中「220円」を「240円」に改める。

別表第3基準額の欄中「850円」を「940円」に、「1,700円」を「1,870円」に、「220円」を「240円」に、「5,400円」を「5,900円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「2,600円」を「2,900円」に、「5,250円」を「5,780円」に、「6,100円」を「6,710円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第37条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部基準額の欄を次のように改める。

基準額
76,500円
112,800円

4,100円
46,300円
20,100円
30,700円
950円
13,100円
700円
300円
122,500円
3,900円
55,300円
200円
950円
23,100円
550円。ただし、30分までは無料とし、5時間を超えるときは1時間につき100円を加算した額（その額が1,050円を超えるときは、1,050円）とする。
400円
750円
950円
750円
1,200円
1,800円

別表第3の2の部駐車場の款大型自動車（長さ7メートル以上のもの）の項中「1,600円」を「1,800円」に、「800円」を「850円」に、「4,000円」を「4,350円」に改め、「4,000円）」の右に「とする。」を加え、同款普通自動車及び小型自動車の項中「1,000円）」の右に「とする。」を加え、同表3の部運動施設の款球技場の項中「600円」を「650円」に、「11,100円」を「12,200円」に改め、同款テニスコートの項中「950円」を「1,000円」に改め、同部備考3中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表4の部有料駐車場の款中「1,600円」を「1,800円」に、「500円」を「550円」に改め、同表5の部運動施設の款中「500円」を「550円」に改め、同部駐車場の款中「1,600円」を「1,800円」に、「500円」を「550円」に改め、同表6の部会議室Aの款基準額の欄及び会議室Bの款基準額の欄を次のように改

める。

850円
1,400円
2,100円
1,400円
2,500円
3,700円

別表第3の7の部会議室Aの款中「700円」を「750円」に、「900円」を「950円」に改め、同部会議室Bの款基準額の欄及び多目的ホールの款基準額の欄を次のように改める。

750円
1,200円
1,800円
3,200円
4,200円
7,300円

別表第3の8の部基準額の欄を次のように改める。

基準額
65,600円
96,600円
3,500円
39,900円
57,600円
3,500円
550円
9,700円
2,200円
1,100円
550円
38,700円
19,400円
9,700円
113,500円
167,500円
6,800円

3,500円
69,000円
34,500円
750円
650円
1,900円
2,300円
2,300円
3,900円
4,300円
5,900円

別表第3の9の部運動施設の款野球場の項基準額の欄から同款陸上競技場の項基準額の欄までを次のように改める。

63,400円
92,200円
3,500円
34,700円
3,500円
74,900円
371,000円
371,000円
371,000円
1,113,200円
548,600円
548,600円
548,600円
1,645,600円
30,700円
185,600円
185,600円
185,600円
556,600円
172,900円
262,700円

4,800円
86,400円
117,500円
172,900円
3,300円
58,900円
1,300円
61,100円
2,500円
1,100円
460,900円
19,600円
311,100円

別表第3の9の部運動施設の款第2陸上競技場の項中「104,800円」を「115,300円」に、「3,500円」を「3,900円」に、「50,300円」を「55,300円」に改め、同部備考4中「4,000円」を「4,400円」に、「1,600円」を「1,800円」に、「22,500円」を「24,800円」に改め、同部備考5中「30,600円」を「33,700円」に改め、同表10の部屋外プールの款基準額の欄からフットサルコートの款基準額の欄までを次のように改める。

1,300円の範囲内で規則で定める額
11,600円
403,400円
850円の範囲内で規則で定める額
403,400円
25,300円
1,300円の範囲内で規則で定める額
121,000円
9,700円
12,100円
9,700円
12,100円
3,600円
1,100円

別表第3の10の部グラウンドゴルフ場の款を削り、同部会議室の款中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表11の部会議室Aの款及び会議室Bの款中「700円」を「750円」に、「850円」を「900円」に

改め、同部調理室の款基準額の欄及び工作室の款基準額の欄を次のように改める。

1,100円
1,400円
2,300円
600円
850円
1,200円

(兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「4,900円」を「5,400円」に、「900円」を「950円」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第39条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特別病室の室料の款金額の欄中「30,091円」を「32,728円」に、「33,100円」を「36,000円」に、「17,091円」を「19,091円」に、「18,800円」を「21,000円」に、「14,273円」を「15,455円」に、「15,700円」を「17,000円」に、「12,364円」を「13,637円」に、「13,600円」を「15,000円」に、「9,546円」を「10,910円」に、「10,500円」を「12,000円」に、「7,637円」を「8,364円」に、「8,400円」を「9,200円」に、「5,728円」を「6,273円」に、「6,300円」を「6,900円」に、「4,728円」を「5,182円」に、「5,200円」を「5,700円」に、「3,819円」を「4,182円」に、「4,200円」を「4,600円」に、「2,909円」を「3,182円」に、「3,199円」を「3,500円」に、「2,364円」を「2,637円」に、「2,600円」を「2,900円」に改める。

別表第3 特別病室の室料の款金額の欄中「17,091円」を「19,091円」に、「18,800円」を「21,000円」に、「9,546円」を「10,910円」に、「10,500円」を「12,000円」に、「7,637円」を「8,364円」に、「8,400円」を「9,200円」に改める。

(兵庫県立兔和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 兵庫県立兔和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和43年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の款専用利用の項基準額の欄を次のように改める。

3,400円	4,500円	4,500円	7,900円	9,000円	12,400円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

別表宿泊室の款中「550円」を「600円」に改め、同表スキー用具の款スキーの項中「550円」を「600円」に改める。

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第41条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第15号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条第1項中「3,200円」を「3,500円」に改める。

第8条の2第1項中「16,800円」を「18,500円」に改める。

別表第1一般の項中「500」を「550」に改める。

別表第2一般の項特別展示観覧料（1人につき）の欄及び大学生の項特別展示観覧料（1人につき）の欄を次のように改める。

円	円
2,200	1,800
1,700	1,300

別表第3ホールの款使用料の欄からアトリエの款使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円	円
12,300	30,800	43,100	18,500
10,900	27,100	38,000	16,400
3,600	8,800	12,400	5,400
16,500	41,400	57,900	24,800
14,500	36,400	50,900	21,800
3,300	8,000	11,300	5,000
2,900	7,000	9,900	4,400

別表第4会議室の款基準額の欄から展示室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円
2,100	5,200	7,300	3,200
650	1,800	2,450	950
3,200	7,800	11,000	4,800
2,300	5,800	8,100	3,500
18,800	47,100	65,900	28,200
16,500	41,400	57,900	24,800
9,100	22,400	31,500	13,700
7,900	19,700	27,600	11,900
3,600	8,800	12,400	5,400
3,200	7,800	11,000	4,800
3,400	8,400	11,800	5,100
3,100	7,400	10,500	4,700

別表第5美術品の観覧に係る料金の款一般の項基準額（1人につき）の欄及び同款大学生の項基準額（1人につき）の欄を次のように改める。

円	円
1,100	850
850	650

別表第6 美術品の特別の観覧に係る料金の項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表講座の受講に係る料金の項中「16,800円」を「18,500円」に改める。

(兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第42条 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「3,200円」を「3,500円」に改める。

別表第2 一般の項特別展示観覧料(1人につき)の欄及び大学生の項特別展示観覧料(1人につき)の欄を次のように改める。

円	円
2,200	1,800
1,700	1,300

別表第3 講堂の項使用料の欄を次のように改める。

4,600円	9,200円	13,800円
--------	--------	---------

(兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第43条 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年兵庫県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部会議室の項基準額の欄及びプール(1コースにつき)の項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
1,100	1,900	1,700	3,000	3,600	4,700
1,300	2,300	2,100	3,600	4,400	5,700

別表1の1の部スケート場の項中「7,300円」を「8,000円」に改め、同部大美術展示室の項中「4,700円」を「5,200円」に改め、同部小美術展示室の項中「1,500円」を「1,700円」に改め、同表2の部スケート場の項中「500円」を「550円」に改め、同部カッターの項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同部ボートの項中「2,600円」を「2,900円」に改め、同部カヌーの項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第44条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「3,200円」を「3,500円」に改める。

別表第2 一般の項特別展示観覧料(1人につき)の欄及び大学生の項特別展示観覧料(1人につき)

の欄を次のように改める。

円	円
2,200	1,800
1,700	1,300

別表第3ホールの項使用料の欄を次のように改める。

6,400円	8,000円	14,400円
--------	--------	---------

(兵庫県立奥猪名健康の郷^{さと}の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第45条 兵庫県立奥猪名健康の郷^{さと}の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表1の部体育館の款基準額の欄及び集会室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
4,200	5,700	5,700	9,900	11,400	15,600
950	1,200	1,200	2,150	2,400	3,350

別表1の部宿泊室の款中「1,200円」を「1,300円」に改め、同部ロジの款中「7,100円」を「7,800円」に改め、同部テニスコートの款中「800円」を「850円」に、「550円」を「600円」に改め、同表2の部宿泊室の款中「800円」を「850円」に改め、同部備考の欄3中「とする」の右に「。この場合において、2分の1の額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」を加える。

(兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第46条 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「500円」を「550円」に改める。

別表自然観察館の款使用料の欄及び工作室の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,800	3,600	3,600	6,400	7,200	10,000
2,500	3,400	3,400	5,900	6,800	9,300

別表生活棟の款中「950円」を「1,000円」に改める。

(兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例(平成19年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条中「2,100円」を「2,300円」に改める。

別表第2一般の項特別展示観覧料(1人につき)の欄及び大学生の項特別展示観覧料(1人につき)の欄を次のように改める。

円	円
---	---

2,200	1,800
1,700	1,300

別表第3講堂の項使用料の欄を次のように改める。

6,900円	9,200円	16,100円
--------	--------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた者に係る手数料については、第1条の規定による改正前の使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部(2)の款及び(3)の款の規定は、同条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部(2)の款及び(5)の款の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第4条、第12条、第17条、第18条、第20条、第22条、第30条、第41条、第42条、第44条、第46条及び第47条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第4条、第12条、第17条、第18条、第20条、第22条、第30条、第41条、第42条、第44条、第46条及び第47条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第11号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第11項まで」を「第12項まで」に、「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第18条の3第1項第3号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「限り、所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む」を「限る」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第7条第1項に規定する公益信託認可又は同法附則第4条第1項に規定する移行認可を受けた同法第3条第2号に掲げる区分の公益信託であって、県内において公益事務を行うものに対するもの

第102条第1項中「数量」の右に「(第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、第113条の10第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加え、同項第4号中「それぞれ」を削り、同条第4項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（法第144条の3第5項に規定する円滑化協定をいう。）」に、「オーストラリア軍隊（同協定第1条(C)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第105条の2及び第113条の10第9項において）」を「締約国軍隊（同項に規定する締約国軍隊をいう。以下）」に改める。

第105条の2及び第113条の10第9項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第125条の3第3項の表第1項第3号から第6号までの場合の項中「運転免許証」の右に「又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第126条第3項において同じ。）」を加える。

第126条第3項の表第1項第2号から第5号までの場合の項中「運転免許証」の右に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

附則第10条の2の2第1項及び第11条の2第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第15条の4、第17条、第17条の2第1項及び第17条の3第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第20条から第21条の2までを次のように改める。

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第20条 令和8年4月1日以後に第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第64条の2第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第66条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第67条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第64条の2第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 法附則第12条の2第1項第1号に規定する加熱式たばこ 同号に規定する加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第66条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の法附則第12条の2第2項に規定する政令で定めるものについては、前項第2号ただし書の規定は、適用しない。

第21条及び第21条の2 削除

附則第21条の4第6項中「第102条第4項に規定するオーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同条に次の1項を加える。

7 特例対象事業者（法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者をいう。附則第21条の4の3において同じ。）のうち附則第21条の4の3第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第102条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第21条の4の2の次に次の1条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第21条の4の3 法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げる軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第113条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も同様とする。

2 前項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合には、第113条の12第2項の規定は適用しない。

附則第21条の6の2及び第21条の8第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年

3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第12条の2の13第6項」を「附則第12条の2の13第4項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

(兵庫県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 兵庫県税条例の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「もの又は」を「もの若しくは」に改め、「有しないもの」の右に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第33条第1項第1号イ（8年新条例附則第10条の2の3の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中兵庫県税条例第17条の改正規定及び次項の規定 令和8年1月1日

(2) 第1条中兵庫県税条例附則第20条から第21条の2までの改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定
令和8年4月1日

(3) 第1条中兵庫県税条例第102条第4項、第105条の2、第113条の10第9項及び附則第21条の4第6項の改正規定並びに附則第7項から第9項までの規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(4) 第1条中兵庫県税条例第18条の3第1項の改正規定及び附則第3項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）第17条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第18条の3第1項第3号の規定の適用については、同号中「に限る」とあるのは、「に限り、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄付金とみなされるものを含む」とし、同号ウは、「旧所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄付金とみなされるものであって、知事又は教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」とする。

(県たばこ税に関する経過措置)

4 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第20条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 5 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、兵庫県税条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第67条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第20条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 兵庫県税条例第67条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第20条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第20条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数（軽油引取税に関する経過措置）
- 6 新条例第102条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第102条第4項及び第105条の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（兵庫県税条例第101条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第113条の10第9項の規定は、3号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、3号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第21条の4第6項の規定は、3号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 10 新条例附則第21条の4第7項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
- 11 新条例附則第21条の4の3第1項の規定は、施行日以後の炭化水素油（兵庫県税条例第101条第3項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。
- （自動車税に関する経過措置）
- 12 令和6年4月30日までに取得された第1条の規定による改正前の兵庫県税条例附則第21条の8第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

~~~~~

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第12号**

**県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例**

県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第49条」を「一第50条」に改める。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（情報通信技術を利用して特定非営利活動法人が書面の保存等を行う場合の特例）

第48条 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（同法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県条例第13号**

**兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例（昭和43年兵庫県条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



青少年愛護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第14号**

**青少年愛護条例の一部を改正する条例**

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第4項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。



法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 兵庫県条例第15号

##### 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第3条の2」に改める。

第4条第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この節において「法」という。）」を「法」に改め、第2章第3節中同条の前に次の1条を加える。

（一時保護施設の基準）

第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この節において「法」という。）第12条の4第2項の規定による条例で定める一時保護施設の基準は、次項から第12項までに定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、府令第5条に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。

- 2 一時保護施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 3 一時保護施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 4 一時保護施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 5 一時保護施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 7 一時保護施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 8 一時保護施設は、府令第17条第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 一時保護施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が一時保護施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 10 一時保護施設は、入所している児童に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 11 一時保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 12 一時保護施設は、入所している児童に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第7条第13項中「栄養士の免許」の右に「若しくは同条第3項の規定による管理栄養士の免許」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第16号**

**兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（昭和46年兵庫県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条第1項中「の本校（以下「本校」という。）」を削り、「神戸市長田区海運町7丁目」を「神戸市長田区腕塚町5丁目」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「本校に係る」を削り、同条第3項を削る。

別表に次のように加える。

|        |    |         |          |          |         |
|--------|----|---------|----------|----------|---------|
| 介護福祉学科 | 月額 | 32,500円 | 175,000円 | 175,000円 | 18,000円 |
|--------|----|---------|----------|----------|---------|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第17号

兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和58年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(課程及び修業年限)」に改め、同条中「大学校の」の右に「課程及び」を加え、「2年」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

| 課程   | 修業年限 |
|------|------|
| 農産園芸 | 2年   |
| 畜産   | 2年   |
| 有機農業 | 1年   |

第5条第1項中「学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は大学校の長（以下「大学校長」という。）がこれと同等以上の学力があると認めた者で25歳未満の」を「次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 農産園芸課程及び畜産課程 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は大学校の長（以下「大学校長」という。）がこれと同等以上の学力があると認めた者で25歳未満のもの
- (2) 有機農業課程 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学校長がこれと同等以上の学力があると認めた者

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。



水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第18号

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2 許容限度の大腸菌群数の欄中

「

大腸菌群数  
〔単位1立方  
センチメート  
ルにつき個〕

」

を

「

大腸菌数  
〔単位1ミリ  
リットルにつ  
きコロニー形  
成単位〕

」

に、「2,000」を「500」に、「800」を「200」に改める。

別表第3 許容限度の大腸菌群数の欄及び別表第4 許容限度の大腸菌群数の欄中

「

大腸菌群数  
〔単位1立方  
センチメート  
ルにつき個〕

」

を

「

大腸菌数  
〔単位1ミリ  
リットルにつ  
きコロニー形  
成単位〕

」

に、「800」を「200」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第19号

福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第1条 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第6項中「第2条第16号」を「第2条第18号」に改め、同条第7項中「第2条第17号」を「第2条第19号」に改める。

第24条の6第1項中「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第23条」を「第24条」に改める。

第2条 福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号、第2号及び第5号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第24条の6第1項中「第24条」を「第25条」に改める。

別表第1規模の欄中「すべて」を「全て」に、「第21条」を「第22条」に改める。

別表第2廊下等の項建築物特定施設の欄中「廊下等」の右に「(廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。)」を加え、同項事項の欄中「車いす」を「車椅子」に改め、同表傾斜路の項中「勾配」を「勾配」に改め、同表エレベーターその他の昇降機の項中「かご」を「籠」に改め、同表便所の項の次に次のように加える。

|                                                |                                                           |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 劇場等（劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂をいう。以下同じ。）の客席 | 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる場所の設置及び構造その他の劇場等の客席の構造及び配置に関する事項 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|

別表第2 ホテル又は旅館の客室の項及び駐車場の項中「車いす」を「車椅子」に改め、同表浴室等の項建築物特定施設の欄中「浴室等」の右に「(浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第20号**

**建築基準条例の一部を改正する条例**

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第7条第4項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第17条の2に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第24条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第25条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第27条の3中「及び第27条の8第2項」を「並びに第27条の8第2項及び第4項」に改める。

第27条の8第1項各号列記以外の部分中「法第3条第3項第3号」を「同項第3号」に改め、同項第1号ア中「（政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）」を削る。

第27条の9第2項中「第12条」の右に「、第15条」を加える。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第21号**

**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,873人」を「13,940人」に、「7,787人」を「7,803人」に、「7,720人」を「7,670人」に、「3,585人」を「3,610人」に、「32,965人」を「33,023人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第22号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第42号の3の次に次の1号を加える。

(42)の4 教育職員免許状再授与審査会

別表第1教科用図書選定審議会の項の次に次のように加える。

|               |    |         |
|---------------|----|---------|
| 教育職員免許状再授与審査会 | 会長 | 15,700円 |
|               | 委員 | 12,600円 |

別表第2教科用図書選定審議会の委員の項の次に次のように加える。

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 教育職員免許状再授与審査会の委員 | 職員旅費条例中7級の職務にある者相当額 |
|------------------|---------------------|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県立但馬やまびこの郷さとの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第23号

兵庫県立但馬やまびこの郷さとの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立但馬やまびこの郷さとの設置及び管理に関する条例（平成8年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校生活に適応する」を「社会的に自立する」に改め、「支援すること」の右に「（以下「社会的な自立に向けた支援」という。）」を加える。

第3条第2号中「学校生活への適応を図るための」を「社会的な自立に向けた」に改め、同条第3号中「学校生活への適応性の向上」を「社会的な自立に向けた支援」に改め、同条第4号から第6号までの規定中「学校生活への適応性の向上」を「社会的な自立に向けた取組」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第24号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表兵庫県立西宮病院の款内科の項中「腎臓内科」を「腎臓内科 脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



県立大学授業料等無償化基金条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**兵庫県条例第25号**

**県立大学授業料等無償化基金条例**

(設置)

第1条 県は、県民の兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料に係る負担の解消（以下「県立大学授業料等無償化」という。）の資金に充てるため、県立大学授業料等無償化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、県立大学授業料等無償化に要する財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。